



第6号

平成20年12月発行

札幌市農業委員会
TEL011-211-3696

農業委員会だより

農業委員会だよりは、ご家族みなさんでお読みください。



就任あいさつ

会長 坂山文正

厳冬の候、農家の皆様方におかれましては、益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、H頃、農業委員会活動に対しまして格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、去る六月二十五日、農業委員改選後の初総会におきまして、委員の皆様方の暖かいご推挙を賜り、前期に引き続き、第九期札幌市農業委員会会長に就任いたしました。このことは大変身に余る光栄であり、職務の重大さと責任を改めて痛感しているところでございます。

本市の農業は、皆様方のご努力によりまして、都市型農業の利点を活かした新鮮な農畜産物の提供や緑豊かな都市環境の保全など多面的な役割を担っているところでございます。しかし、農業を取り巻く環境は、農業従事者の減少・高齢化、グローバル化の進展、地球温暖化の進行、さらには、食料自給率の低下など、様々な課題を抱えております。

私ども、農業委員会としましても、農業者の公的代表機関として、果たすべき役割を深く認識し、地域農業の活性化に向け全力を尽くしてまいる所存でございます。

どうか、皆様方には、より一層のご理解とご支援を賜りますよう切にお願い申し上げまして、就任のごあいさつとさせていただきます。

主な内容

- | | |
|----------------------------------|-------------------------|
| ●農業者訪問
西区小別沢 宮下さん 2 P | ●委員紹介・子ども体験農園 4 P |
| ●家族経営協定締結
北区篠路 繁木さん 3 P | ●堆肥情報の提供について 5 P |
| | ●お知らせ 6 P |

訪問先 西区小別沢 宮下 洋子さん
(株式会社まほろば自然農園 代表取締役)
取材 漆崎 智 農業委員

大変だった開園当初

宮下さんは、西区小別沢にある総面積7町6反の土地に、年間160種以上の野菜を栽培しています。当初、家庭菜園の延長のようだった農園も、今では5つの農場を持つまでになりましたが、その道のりは順風満帆ではなかったようです。小別沢は、隣町の福井に採石場跡地があるよう、「土を掘れば大量の石が地中から出てくる」土地柄でした。宮下さんの農園も例外ではなく、石だらけの土地をいろいろと試行錯誤を重ね、ほぼ手作業で石を取り除いています。「専任社員やパートさん、アルバイトさん、研修生、ボランティアスタッフの方々の力と思い入れがこもった農園です。」とその大変さを語ってくれました。



取り除かれた石



左から宮下さん、漆崎農業委員
(収穫期を迎えた大根畑)

こだわりの野菜づくり

まほろば自然農園の野菜は、完全無農薬無化学肥料で露地栽培を主体とし、90%位は自家採種です。「よそから仕入れたものではなく、自分たちが本当に納得できる作物を自分たちの手でつくりたいという思いで農園を始めた」という開園当初の初心を忘れず、貫してこだわりの野菜づくりを続けています。「生命力の高い野菜を育て、皆様の健康に寄与することができれば望外の喜び」と宮下さん。野菜づくりにかける熱い思いが伝わってきます。

自然農園の野菜は、下記の直営店で購入することができます。

株式会社まほろば

本店 西区西野5条3丁目1-1 TEL 665-6624
厚別店 厚別区厚別中央1条3丁目 TEL 894-5551
ホームページ <http://www.mahoroba-jp.net/index.html>



まほろば本店にて

家族経営協定が新たに結ばれました

農業委員会を務める績木準一さんと奥さん、則子さん、後継者の一也さんと奥さん、亜紀さんとの間で家族経営協定を結ぶため、6月18日、農業委員会委員室において、坂田会長の立会で協定書の調印式が行われました。

績木さんご一家の締結は、家族経営協定の制度が始まってから札幌市では第1号となります。

家族経営協定とは、経営方針や営農計画、役割分担、収益の分配、働きやすい就業条件、将来の経営移譲などを家族間で十分に話し合い、約束事を取り交わすものです。女性農業者や後継者の主体的な経営への参画や家計と経営の分離を促し、家族みんなでつくる共同経営（パートナーシップ経営）を確立する大変有効な制度です。

また、協定を結ぶと一定の条件のもと（6ページ農業者年金の欄参照。）農業者年金保険料に助成措置などもあります。

後継者が就農する時や家族経営を見直したいといった時に、就農条件や各自の役割等を再確認するために、家族経営協定を結んでみてはいかがでしょうか。

家族経営協定に関するご質問・ご相談は、農業委員会までお気軽にお問い合わせください。



家族経営協定調印の様子



左から績木準一さん、坂田会長、一也さん

◀みんなで読もう！全国農業新聞▶

・農政・経済の動向、全国の優良営農事例等が多く掲載され、農業経営に役立つ読みやすい新聞です。

（月4回発行購読料600円）

・お申し込み・お問い合わせは、札幌市農業委員会事務局まで。

農業委員の紹介

農業委員は地域農業者の代表で、農地等に関する問題のよき相談窓口です。農地の貸借等について遠慮なく地元の農業委員にご相談ください。

選挙による農業委員（15名）

氏名	地区名
坂田 文正（会長）	北区屯田
田中 義一（副会長）	南区藤野
浅井 義正	東区東雁来
漆崎 智	西区小別沢
三上 健一	東区丘珠町
長太 義明	東区北東（条丁目）
元岡 藤博	東区中沼町
宮本 功	北区百合が原

氏名	地区名
佐藤 邦夫	白石区東米里
土田 勝二	南区豊滝
赤坂 陽一	厚別区厚別南
水野 政勝	清田区真栄
續木 準一	北区篠路
桑島 忠正	豊平区西岡
尾池 純一	手稲区手稲山口

選任による農業委員（7名）

氏名	推薦団体
関戸 英樹	札幌市農協
榎田 浩	サツラク農協
中山 俊雄	石狩農業共済

氏名	推薦団体
井上 ひさ子	市議会
五十嵐 徳美	
小野 正美	
高橋 功	



昨年に引き続き、食育活動として「子ども体験農園」に取り組みました。屯田、丘珠、真栄の3ヶ所で開設し、子ども会など、約200名の親子が参加しました。



とんでん



おかだま



しんえい

農業の基本は、土づくりです。札幌の堆肥を使ってください。

[堆肥の供給可能な畜産農家一覧表]

平成20年12月現在

No.	氏名	住所	電話番号	料金 円/トン	畜種	供給量 トン	シキワラ等	状態	積込	運搬
※1	伊藤 為実	北区篠路町 拓北82-26	774-8073 090-8633-2125 (携帯)	5,000	牛	150	牧草	半完熟生	有	無
2	萩中 昭夫	北区篠路町 福移114-1	791-5363	5,000	牛	30	牧草	完熟	有	有
※3	佐々木一貴	北区新琴似 780	763-6667	5,000 ～ 6,000	牛	500 ～ 600	牧草 小麦ワラ	半完熟生	有	近隣のみ 有
4	清水 正	東区中沼町 157-2	791-2146	1,500	牛		オガクズ	完熟	無	無
5	西尾 和彦	東区東雁来町 373-13	791-2962	5,000	牛	20	牧草 オガクズ	半完熟	有	有
6	飯島 則勝	白石区東米里 2506-1	872-5586	2,500	牛	100	干草 小麦ワラ オガクズ	半完熟	有	有
7	榎田 安	西区発寒10条 14丁目1070	661-0473	5,000	牛	60	牧草 小麦ワラ	半完熟	有	近隣のみ 有

●この表は、堆肥を生産する畜産農家からの聞き取りにより作成したもので、供給量・品質については、気候・季節等により変動があり、供給に応じられない場合もあります。
必ず事前に料金、積込み・運搬などの販売条件を、直接畜産農家とご相談してください。

○料金は 1t当たりで、畜産農家まで取りに来た場合の標準価格（消費税込み）です。

○供給量とは 年間に供給可能な予定総供給量です。

○積込みとは 現地での積込みリース(無料)の有無です。

○運搬とは 希望先までの運搬(有料)ができるかどうかです。

※1の伊藤為実さんは、希望があれば畑や草地に、スラリー（糞尿）の運搬、散布も行います。

料金は5,000円／5,000㍑。バッ気、発酵処理済み。

反当たりの散布量は走る速度で調節できます。

※3の佐々木一貴さんは、時期によって完熟もできます。

農業委員の交代について

今年6月の農業委員改選に伴い、これまでご尽力いただきました5名の委員の方が、ご勇退されました。ここに深く感謝申し上げます。また、新たに農業委員となられた方をご紹介します。

ご勇退された委員の方	
川口 義弘	齊藤 信明
木下 正太郎	堂佛 栄
近藤 幸治	
新委員となられた方	
赤坂 陽	関口 英樹

(敬称略)

お知らせ

農業委員会委員選挙人名簿の登載申請を

平成21年1月1日現在で農業委員会委員選挙人名簿を作成します。

登載申請書は、平成20年の名簿に登載されている業務主の方に送付しています。

つきましては、**同封の登載申請書に必要事項をご記入の上、平成21年1月10日(土)までに、農業委員会事務局へご返送ください**(詳細は、同封の関係書類に記載しています)。

なお、平成20年の名簿に登載されている以外の方で、新たに業務主になられた方は、農業委員会事務局までご連絡ください。

農業者年金に加入しましょう

農業者年金のメリット

1 積立式の確定拠出型だから、長期に安定し安心できる年金

2 保険料は、全額が社会保険料控除の対象。税制上でも優遇され、経営にも生かせます。

3 認定農業者で青色申告者である経営者やその経営者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者と後継者は、保険料の助成も。

農地の転用には許可が必要です!!

「自分の農地だから、許可や届け出などしなくても、自由に転用してもよいのではないか」と思われていませんか。

農地は個人の土地ですが、農地法の許可等がなければ「売買・賃借・転用」が一切できません。

なぜ?

農地は食料の供給にとって大切なものです。一度農地以外のものにされると元に戻すのが困難です。将来に向かって優良な農地を確保できるよう、また、乱開発につながる無計画な転用を防止するため、農地法により転用許可制度が定められています。

許可なく違反転用すると・・・・

許可を受けないまま無断で転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法違反となり刑事罰となります。3年以下の懲役または300万円以下の罰金、あるいは6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金が科せられることがあります。

農地転用に関しては

農地転用の申請受付は、農業委員会が行っています。

(ただし4haを超える農地転用の申請受付は北海道知事になります。)

農地転用に関する手続き方法や疑問は、地域の農業委員または農業委員会事務局(電話011-211-3636)にご相談ください。



さっぽろ市
02-804-08-978
20-2-141



本書は大豆インキを使用しています。
古紙割合率100%
再生紙を使用しています。